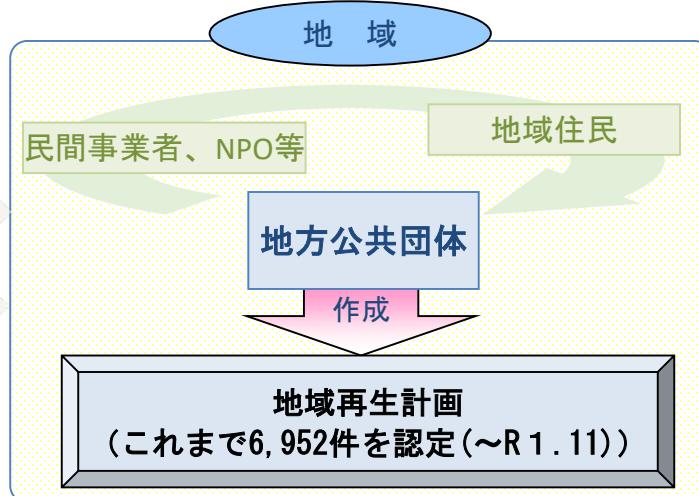
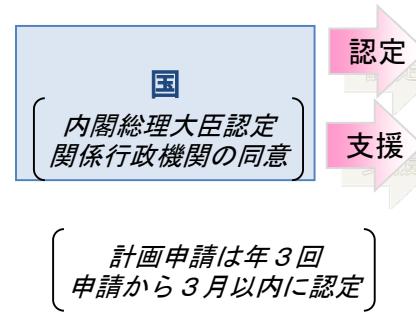


地域再生制度の概要

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する「地域再生法」、これら2つの法律が両輪となって地方創生を推進

主な支援措置メニュー

■ 地域再生法に基づく支援

- ① 地方創生推進交付金
- ② 企業版ふるさと納税
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
- ⑤ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付（地域再生エリアマネジメント負担金制度）
- ⑥ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等
- ⑦ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例
- ⑧ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑨ 農地等の転用等の許可の特例

等
府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。